

東京非正規雇用労働者待遇改善支援センター

非正規雇用労働者の同一労働同一賃金の件でお悩みの方へ！

下記の電話若しくは電子メールにより、又は相談室において、無料で相談を承っております。

TEL : 03-5289-0766 / 月～金 9:00～17:00 (祝祭日、12/29～1/3 を除く)

Email : hiseiki@tokyosr.jp

相談室 : 千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティアカデミア 4F

東京都社会保険労務士会内 (月～金 9:00～17:00 (祝祭日、12/29～1/3 を除く))

東京都社会保険労務士会 (以下「当会」という。) では、「非正規雇用労働者待遇改善支援事業」を東京労働局から受託し、当会事務局内に「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置して、当会会員の社会保険労務士が「非正規雇用改善コンサルタント」として、「同一労働同一賃金ガイドライン案」に則った非正規雇用労働者の待遇改善に関する一般的なご相談について、電話、電子メール、対面又は企業への訪問により、無料で実施しております。

まずは、お気軽にご相談ください。

● 「同一労働同一賃金ガイドライン案」等については、下記厚生労働省のホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>